

令和8年度

『永井明奨学金』奨学生募集のご案内

中札内村教育委員会

村では、本村出身の故永井明さんからのご遺志を受けて、「永井明奨学基金」制度を設け、村民で、**高等学校以上の学校に在学**（入学予定者を含む）する人に、奨学金の貸付を行っています。

1. 応募資格

本村に居住する者の子弟で、向学心に富み、有能な素質を持ちながら、経済的な理由により修学が困難な者で、**高等学校以上の学校に在学**（入学予定者を含む）する人を対象とします。

2. 貸付期間

高等学校（高専を含む）、大学（短大・専修学校を含む）の在学中（正規卒業までの期間）

3. 貸付金額

- | | |
|--------------------|-------------|
| (1) 高等学校（高専を含む） | 月額30,000円以内 |
| (2) 大学（短大・専修学校を含む） | 月額50,000円以内 |
| (3) 入学等一時金 | |
| 高等学校（高専を含む） | 150,000円以内 |
| 大学（短大・専修学校を含む） | 400,000円以内 |

4. 返済条件

- (1) 返済する本人は、**生徒・学生で親権者等1名と奨学生の父母以外で北海道内に居住し独立して生計を営む20歳から60歳の者で、返済能力を有する者1名**が、それぞれ連帯保証人になることを要します。
- (2) **無利子**（金利はかかりません。返済は元金のみ返済となります。）
- (3) 貸付終了後1年間据置き後、**12年以内で分割返済**ができます。
- (4) 大学（短大・専修学校を含む）へ進学した場合は、その在学中は**返済を猶予**します。

5. 貸付の決定

- (1) 奨学生状況調書（人物・学業・健康について学校長が記入）により総合的に判断し、選考します。
※中学校卒業前に申込む場合は、**中学校校長に状況調書を提出**し記載してもらうことになり、高等学校等入学後に申込む場合は、**進学後の学校長に状況調書を提出し記載**してもらうことになります。
- (2) 経済的理由（家計審査基準の例）
本人の父母又はこれに代わって家計を支えている者の1年間総所得金額を基に審査します。

(例1) 給与収入4人世帯（父母・高校生・中学生）の場合
前年収入が、646万円以下は該当。

(例2) 給与以外(自営業等)の所得で、4人世帯(父母・高校生・中学生)の場合
前年所得が、463万円以下は該当。

※例1、例2とも世帯の人数、構成により基準額が異なりますので、それ以上に収入または所得が上回っていても該当する場合があります。

※奨学金の支給は、教育委員会が申請を受け、その直近の教育委員会議で審議され、認定された月分から給付されます。年度途中からの追加認定も受けることができますので、進学後であっても希望者は申し出てください。

6. 提出書類

- (1) 奨学生願書※
- (2) 奨学生状況調書※
- (3) 家族状況調書※
- (4) 入学、在学証明書
- (5) 前年所得(令和7年分)を確認できるもの(給与所得者の場合は、源泉徴収票の写しで替えることができます。また、確定申告をされている場合は申告書の写し。)
- (6) 住民票(世帯全員)
- (7) 振込先 普通預金(貯金)通帳

※用紙については、村HPまたは教育委員会にあります。

7. その他

永井明奨学金について、貸付を希望する方や詳細内容等を確認したい方は、中札内村教育委員会までお問い合わせください。

中札内村教育委員会

〒089-1344 中札内村東4条南6丁目1番地3 文化創造センター内
TEL 67-2929 FAX 67-2563

◇URL : <http://www.vill.nakasatsunai.hokkaido.jp/>

◇Mail : k-kyouiku@vill.nakasatsunai.hokkaido.jp